

第 7 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 8 年 7 月 15 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第7回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年7月15日（水） 午後2時から午後3時12分まで

2 開催場所 秋田市役所正庁

3 委員定数 19人

4 出席農業委員 17人

1番	齊 藤 善 彦	2番	佐々木 吉 秋
3番	鈴 木 昇	4番	白 岩 勝
5番	関 正 美	6番	相 場 堅 一
7番	加 藤 淳	8番	武 藤 真 作
9番	星 容 子	10番	伊 藤 洋 文
11番	三 浦 宏 和	12番	柴 田 ますみ
13番	佐々木 和 昭	14番	加賀屋 慎 一
16番	佐々木 繁 明	17番	藤 田 修
18番	佐々木 英 久		

5 欠席農業委員

15番 鎌 田 悦 雄

19番 佐 藤 きよ子

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期決定

第3 会務報告

第4 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第5 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

第6 議案第21号 非農地証明申請に関する件

第7 議案第22号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件

第8 議案第23号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件

第9 議案第24号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件

第10 議案第25号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件

第11 議案第26号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件

第12 議案第27号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件

第13 議案第28号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件

第14 議案第29号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件

第15 議案第30号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件

第16 議案第31号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件

第17 議案第32号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件

第18 議案第33号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件

第19 議案第34号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件

第20 議案第35号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件

第21 議案第36号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件

第22 議案第37号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件

第23 議案第38号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件

第24 議案第39号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件

第25 議案第40号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件

第26	議案第41号	秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
第27	議案第42号	秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
第28	議案第43号	秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
第29	議案第44号	秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
第30	議案第45号	秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
第31	議案第46号	秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
第32	議案第47号	秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
第33	議案第48号	秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
第34	議案第49号	秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件
第35	議案第50号	秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件

7 事務局職員

事務局長	奈良 年 洋	参 事	熊 谷 勝
参 事	工 藤 純 子	参 事	住 谷 真 人
副 参 事	稲 葉 隆	主席主査	木 内 光 一
主席主査	佐々木 聡	主席主査	山 本 郷 史
主席主査	勝 田 茂 満	主席主査	鈴 木 百 愛
主 任	佐 藤 知 弘	主 任	齋 藤 友 毅

8 書 記

主席主査	勝 田 茂 満
------	---------

9 議事録署名委員

1 番 齊 藤 善 彦	3 番 鈴 木 昇
-------------	-----------

10 議 事

事務局 (熊谷参事)	ただいまから、令和8年第7回農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありましたのでご報告いたします。15番鎌田悦雄委員、19番佐藤きよ子委員の2名でございます。委員定数19名中、17名の出席ですので総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。
佐々木吉秋会長	【会長あいさつ】
議長	それでは、第7回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	異議なしの声がございますので、1番齊藤善彦委員と3番鈴木昇委員にお願いいたします。 次に、日程第2の会期決定でございますが、これも慣例に従いまして、私の方から申し上げますのでご了承願います。会期は1日間で午後4時までといたします。 続きまして、日程第3の会務報告に移ります。 はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで、順番に報告をお願いします。
4番白岩勝委員	【第1区域部会の報告】
18番佐々木英久委員	【第2区域部会の報告】
6番相場堅一委員	【第3区域部会の報告】
13番佐々木和昭委員	【第4区域部会の報告】
3番鈴木昇委員	【第5区域部会の報告】
議長	次に、会務報告の2「農地利用最適化推進委員視察研修」について、事務局から報告をお願いいたします。
事務局 (佐藤主任)	【会務報告2の報告】
議長	次に、会務報告の3「一般社団法人秋田県農業会議第123回常設審議委員会」から会務報告の5「一般社団法人秋田県農業会議第49回理事会」までの3件につきましては、一括して私の方から報告いたします。 【会務報告3から5の報告】

議 長	次に、会務報告 6 の「秋田県農業委員会女性協議会第23回通常総会・令和 8 年度研修会」につきまして、柴田委員から報告をお願いいたします。
12 番柴田ますみ委員	【会務報告 6 の報告】
議 長	次に、会務報告 7 の「農業委員視察研修」から会務報告 8 「第 3 回農地利用最適化推進委員候補者選考委員会」までの 2 件について、事務局から報告をお願いいたします。
事 務 局 (佐藤主任)	【会務報告 7 から 8 の報告】
議 長	次に、会務報告 9 の「令和 8 年度第 1 回農地利用最適化委員会」につきまして、事務局から報告をお願いいたします。
事 務 局 (佐々木主席主査)	【会務報告 9 の報告】
議 長	次に、会務報告の10「農地法第 3 条の 3 の規定による届出」から、会務報告14の「現況地目照会に係る回答について」までの 5 件について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (齋藤主任)	【会務報告10から14までの報告】
議 長	以上で、会務報告の説明が終わりました。 ただいまの会務報告につきまして、ご質問、ご意見のある方はお願いいたします。
11 番三浦宏和委員	はい。
議 長	三浦委員、どうぞ。
11 番三浦宏和委員	11 番三浦です。会務報告11の番号 1 について、市が田を所有しているのはどのような経緯からですか。
議 長	事務局、お願いいたします。
事 務 局 (住谷参事)	当該地は旧雄和町時代に所有し、平成17年の市町合併により秋田市が引き継いだものです。農村公園を整備する目的で雄和町が取得したと聞きましたが、詳細まではわかりません。今回、駐車場を整備するにあたり登記地目が田であったことから、農地転用の届出をしたものです。
11 番三浦宏和委員	はい。
議 長	三浦委員、どうぞ。
11 番三浦宏和委員	本来、市や町が農地を所有する事はないと思いますが、本件は旧雄和町

11番三浦宏和委員	が先行取得したものの地目変更手続きを行わず、市町合併で引き継がれて今に至るということですね。
議 長	事務局、お願いいたします。
事 務 局 (住谷参事)	そのとおりです。
議 長	三浦委員、よろしいですか。
11番三浦宏和委員	はい。
議 長	それでは、次の「議案」に移ります。 日程第4、議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、6件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (齋藤主任)	議案書1ページから2ページの6件について説明いたします。 番号1。受け手は、[REDACTED]。出し手は、[REDACTED]。 番号2。受け手は、[REDACTED]。出し手は、[REDACTED]。 番号3。受け手は、[REDACTED]。出し手は、[REDACTED]。 番号4。受け手は、[REDACTED]。出し手は、[REDACTED]。 番号5。受け手は、[REDACTED]。出し手は、[REDACTED]。 番号6。受け手は、[REDACTED]。出し手は、[REDACTED]。 番号2および番号6の受け手は、農地取得を機に農業経営を行うものではなく、新規参入者に対する指導要綱第3条第2項各号に該当しないことから、新規参入審査会の対象外としております。 すべての案件について、土地の所在、地目、面積、理由等は議案書に記載のとおりです。 農地法第3条の許可要件のうち全部効率利用について、農作業に必要な機械一式を所有または一部機械作業を委託しており、農業技術も問題ないと考えられます。農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について、6件とも違反はない旨の申告があります。 農作業常時従事について、番号1は210日、番号2および番号4は200日、番号3は250日、番号5は300日、番号6は180日農作業に従事および従事予定としていることから、それぞれ常時従事者として認められます。 地域との調和要件について、6件とも受け手への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われれます。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、番号1から番号6すべて許可要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議 長	次に、現地調査の報告をしていただきます。 はじめに、番号1について、現地を調査した佐々木強推進委員から報告を受けた1番齋藤善彦委員より報告をお願いします。
1番齋藤善彦委員	1番齋藤です。この件について、佐々木強推進委員より特に問題ない旨の連絡を受けておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議	長	次に、番号 2 および番号 6 について、現地を調査した熊谷護推進委員から報告を受けた 6 番相場堅一委員より報告をお願いします。
6 番相場堅一委員		6 番相場です。熊谷推進委員より連絡がありました。2 件とも問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議	長	次に、番号 3 について、現地を調査した鈴木栄一推進委員から報告を受けた 8 番武藤真作委員より報告をお願いします。
8 番武藤真作委員		8 番武藤です。鈴木推進委員から連絡があり、何ら問題ないとのことでした。よろしくご審議くださるようお願いいたします。
議	長	次に、番号 4 および番号 5 について、現地を調査した鈴木英弘推進委員から報告を受けた 18 番佐々木英久委員より報告をお願いします。
18 番佐々木英久委員		18 番佐々木です。番号 4 と番号 5 は私も現地を確認しており、特に番号 4 は私が耕作している農地の隣にあります。どちらも問題はないと思いますので、ご審議くださるようお願いいたします。
議	長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見があるかたはお願いいたします。
一	同	なし。
議	長	ご質問がないようですので、採決に入ります。 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件、6 件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	異議なしの声がありましたので、日程第 4、議案第 19 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件、6 件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、日程第 5、議案第 20 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件、1 件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (稲葉副参事)		それでは、議案書の 3 ページをご覧ください。 番号 1。借受人は[REDACTED]。貸出人は[REDACTED]。施設の概要は現場事務所外への一時転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。 次に、農地転用許可申請説明資料の 1 ページおよび 2 ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。 転用事業計画について、借受人は、令和 8 年度に県が発注した飯島北部地区農地中間管理機構関連ほ場整備工事を受注し、農地転用許可を受け本申請地に現場事務所等を設置していますが、令和 9 年度においても同工事を新たに受注し、現在の現場事務所等を継続使用することから、あらためて一時転用を申請したものです。

事務局 (稲葉副参事)	立地基準について、農地位置は市街化調整区域。農地区分は第3種農地です。 一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は自己資金。申請適格等は適合。過去の転用実績はあり。工事着工および完了の期間は、許可日から令和9年7月20日まで。土地改良区等からの意見書は、一時転用のため不要です。 被害防除について、隣接に対する措置は緩衝地を設ける。排水計画において、汚水は仮設トイレ、生活雑排水はなし、雨水は自然流下です。 一時転用に対する復元計画は、事業終了後に仮設構造物一式を撤去し、原状復旧を行います。 現地は、令和8年7月3日に確認しております。 説明は以上です。
議長	次に、現地調査の報告をしていただきます。 番号1について、現地を調査した中嶋庄悦推進委員から報告を受けた4番白岩勝委員より報告をお願いします。
4番白岩勝委員	4番白岩です。中嶋推進委員から連絡をいただきました。 この場所は、現場事務所として再び一時転用の申請をしたものであり、問題はないと考えますので、ご審議のほどお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見があるかたはお願いいたします。
一同	なし。
議長	ご質問等ないようですので、採決に入ります。 今回は、県農業会議への諮問が不要な案件です。 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	異議なしの声がありましたので、日程第5、議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、日程第6、議案第21号、非農地証明申請に関する件、5件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (山本主席主査)	議案書の4ページから7ページの5件について説明します。 番号1。申請人は[]。土地の所在は下北手宝川[]。面積は158平方メートル。登記地目、現況地目はともに畑。事由について「昭和49年頃から耕作されておらず、山林化している。」です。 それでは、非農地証明申請説明資料の1ページをご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。また、現地は令和8年7月3日に確認しております。 次に、番号2。申請人は[]。土地の所在は下浜八田[]。

事務局 (山本主席主査)	面積は29平方メートル。登記地目、現況地目はともに畑。事由について「昭和60年頃から耕作されておらず、山林化している。」です。 説明資料の2ページをご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。また、現地は令和8年7月3日に確認しております。 次に、番号3。申請人は[REDACTED]。土地の所在は河辺北野田高屋[REDACTED]。面積は合計1,593平方メートル。登記地目は田、現況地目は山林。事由について「昭和40年頃から耕作されておらず、山林化している。」です。 説明資料の3ページをご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。また、現地は令和8年6月24日に確認しております。 次に、番号4および番号5は申請地が近接していますので一括して説明します。 申請人について、番号4は[REDACTED]。番号5は[REDACTED]。土地の所在は金足黒川[REDACTED]外19筆。面積は合計2,388平方メートル。登記地目および現況地目は田または畑。事由について「平成15年頃から耕作されておらず、山林化している。」です。 説明資料の4ページおよび5ページをご覧ください。申請地は4ページに概要があり、詳細は5ページに記載のとおりです。現地は令和8年6月29日に確認しております。 番号1から番号5までの申請地の状況から、『農地法の運用について』の制定について」第4の(4)のアに規定される「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」により農地に該当しないと考えられます。 説明は以上です。
議長	次に、現地調査の報告をしていただきます。 はじめに、番号1について、現地を調査した12番柴田ますみ委員より報告をお願いします。
12番柴田ますみ委員	12番柴田です。7月3日に佐々木英久委員と阿部推進委員、事務局職員と一緒に現地調査を行いました。 現地は、確認資料のとおり山林化していると判断出来ます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	次に番号2について、現地を調査した8番武藤真作委員より報告をお願いします。
8番武藤真作委員	8番武藤です。7月3日に私と伊藤・鈴木両推進委員、事務局職員と現地を調査しました。説明資料のとおり、山林化がかなり進行しているような状況で、耕作が出来るような状況ではないと判断をしております。 よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	次に番号3について、現地を調査した5番関正美委員より報告をお願いします。
5番関正美委員	5番関です。6月24日に足利推進委員と藤島推進委員、事務局職員と一緒に現地を確認しました。説明資料のとおり、一面が山林化している状況でした。ご審議のほどお願いいたします。

議 長	次に番号４および番号５について、現地を調査した７番加藤淳委員より報告をお願いします。
７番加藤淳委員	７番加藤です。６月２９日に鎌田一・藤嶋卓也両推進委員、事務局職員と一緒に現地確認しました。申請地について、耕作可能な状態まで復元させるのは困難だという判断をしましたので、よろしくお願いします。
議 長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見があるかたはお願いいたします。
４番白岩勝委員	はい。
議 長	白岩委員、どうぞ。
４番白岩勝委員	４番白岩です。番号４および番号５についてお尋ねします。説明資料の写真から、申請地に隣接する土地も山林化しているように見えますが、これらを非農地とする考えはなかったのですか。
議 長	事務局、お願いします。
事務局 (山本主席主査)	申請地に隣接している沢部の土地について、地目が田畑以外であることから申請の対象外となっております。
議 長	白岩委員、よろしいですか。
４番白岩勝委員	はい。
議 長	ほかに、ご質問等ございますか。
１１番三浦宏和委員	はい。
議 長	三浦委員、どうぞ。
１１番三浦宏和委員	１１番、三浦です。番号４および番号５について、私の意見を述べさせていただきます。 申請地は、地元の産廃業者と関係のない申請だと伺いました。でも、今回の総会で非農地と決定して、後に産廃業者が土地取得出来るように進めているのではないか、という疑いを持っており心配しています。 先日の新聞報道で、市内に最終処分場を建設する内容の記事がありました。記事では最終処分場を建設する業者について詳しく触れていませんでしたが、業者のホームページでは最終処分場事業に参入すること、新たに秋田県最大となる処分場を計画・建設・運営すること、県内産廃業者のほか山梨県富士吉田市の産廃業者も傘下に収めて事業展開を図ることが書かれていました。 非農地証明申請というのは、農地法３条・４条・５条と同じく総会で審議されるものの、許可書ではなく証明書を発行します。もし、非農地通知書や法務局による地目変更が増加し、許可案件が少なくなる事態になれば、農業委員会の権威が低下するのではないかと懸念しております。

11番三浦宏和委員	私達がまだ若かった頃、土地開発と言えば産廃施設とゴルフ場でした。その多くは自然破壊をはじめ様々な問題を招き、地元住民による抗議活動まで発展するのがお決まりでした。 今回は、産廃業者の関与はないとのことですが、農業委員や推進委員、事務局におかれては、将来にわたって産廃業者が申請地とその周辺を取得することはないか、産廃施設を建設・拡張することはないか、しっかり監視し見守っていただくことを希望します。
議 長	事務局から何かありますか。
事 務 局 (住谷参事)	貴重なご意見として、頂戴いたします。
議 長	三浦委員、よろしいですか。
11番三浦宏和委員	はい。
議 長	ほかに、ご質問等ございますか。
一 同	なし。
議 長	ご質問がないようですので、採決に入ります。 非農地証明申請に関する件、5件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	異議なしの声がありましたので、日程第6、議案第21号、非農地証明申請に関する件、5件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、日程第7、議案第22号から日程第35、議案第50号、秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件について一括して上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (佐藤主任)	それでは、日程第7、議案第22号から日程第35、議案第50号、秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件について、一括してご説明いたします。 本日お配りした方の議案書、8ページから36ページをご覧ください。 6月総会および本日の総会冒頭での会務報告のとおり、6月11日および7月7日に開催した選考委員会において、合計29名の推進委員候補者を選考しましたので、農業委員会等に関する法律第17条の規定により農業委員会の決定を求めるものです。 はじめに、議案第22号は第1区域、金足片田地区、黒川地区、高岡地区および吉田地区を担当する金足吉田の藤嶋卓也さんです。 次に、議案第23号は第1区域、金足岩瀬地区、浦山地区、追分地区、大清水地区、小泉地区、下刈地区、鳩崎地区および堀内地区を担当する金足鳩崎の鎌田一さんです。 次に、議案第24号は第1区域、下新城地区を担当する下新城笠岡の伊藤貞美さんです。

事務局 (佐藤主任)	次に、議案第25号は第1区域、飯島地区を担当する下新城中野の保坂正真さんです。
	次に、議案第26号は第1区域、上新城地区を担当する上新城五十丁の中嶋庄悦さんです。
	次に、議案第27号は第1区域、寺内地区、八橋地区、土崎地区、将軍野地区および港北地区を担当する寺内堂ノ沢二丁目の長澤吉成さんです。
	次に、議案第28号は第2区域、旭川地区、泉地区、保戸野地区、新藤田地区、手形地区、濁川地区、添川地区、山内地区および仁別地区を担当する添川の荻原豊さんです。
	次に、議案第29号は第2区域、広面地区、檜山地区、柳田地区、東通地区、南通地区、中通地区および千秋地区を担当する柳田の鎌田重憲さんです。
	次に、議案第30号は第2区域、外旭川地区を担当する外旭川の熊谷裕幸さんです。
	次に、議案第31号は第2区域、太平地区を担当する太平山谷の鈴木英弘さんです。
	次に、議案第32号は第2区域、下北手地区、横森地区および桜地区を担当する下北手通沢の阿部政志さんです。
	次に、議案第33号は第3区域、下浜地区を担当する下浜長浜の伊藤由和さんです。
	次に、議案第34号は第3区域、新屋地区、勝平地区、旭南地区、川尻地区、川元地区、山王地区および浜田地区を担当する浜田の加藤哲実さんです。
	次に、議案第35号は第3区域、豊岩地区を担当する豊岩豊巻の嵯峨卓夫さんです。
	次に、議案第36号は第3区域、四ツ小屋地区、御所野地区および御野場地区を担当する四ツ小屋の榎繁和さんです。
	次に、議案第37号は第3区域、仁井田地区、大住地区、牛島地区、茨島地区および卸町地区を担当する仁井田の鈴木嘉美さんです。
	次に、議案第38号は第3区域、上北手地区を担当する上北手猿田の高橋義隆さんです。
	次に、議案第39号は第4区域、河辺赤平地区、大張野地区、大沢地区および高岡地区を担当する南ケ丘二丁目の田口正志さんです。
	次に、議案第40号は第4区域、河辺諸井地区、和田地区および神内地区を担当する河辺和田の三浦光一さんです。
	次に、議案第41号は第4区域、河辺戸島地区、畑谷地区および豊島地区を担当する河辺畑谷の足利俊博さんです。
	次に、議案第42号は第4区域、河辺松湊地区および北野田高屋地区を担当する河辺北野田高屋の松田久樹さんです。
	次に、議案第43号は第4区域、河辺岩見地区を担当する河辺岩見の鎌田文市さんです。
	次に、議案第44号は第4区域、河辺三内地区を担当する河辺三内の山上一さんです。
	次に、議案第45号は第5区域、雄和女米木地区、戸賀沢地区および相川地区を担当する雄和戸賀沢の石井健さんです。
	次に、議案第46号は第5区域、雄和左手子地区、種沢地区および平尾鳥地区を担当する雄和種沢の古屋久勝さんです。
	次に、議案第47号は第5区域、雄和神ケ村地区、碓田地区および萱ケ沢

事務局 (佐藤主任)	地区を担当する雄和萱ヶ沢の佐々木強さんです。 次に、議案第48号は第5区域、雄和新波地区、向野地区および繋地区を担当する雄和向野の吉田孝司さんです。 次に、議案第49号は第5区域、雄和田草川地区および芝野新田地区を担当する雄和芝野新田の佐々木晃さんです。 最後に、議案第50号は第5区域、雄和妙法地区、石田地区、平沢地区、椿川地区および下黒瀬地区を担当する御野場新町五丁目の杉山正彦さんです。 以上、29件について、ご審議くださるようお願いいたします。 説明は以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見等のある方はお願いします。
一 同	なし。
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 それでは、議案第22号から議案第50号について、一括して採決を行ってよろしいでしょうか。
一 同	異議なし。
議 長	異議なしの声がありましたので、一括して採決を行います。 日程第7、議案第22号から日程第35、議案第50号、秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	異議なしの声がありましたので、日程第7、議案第22号から日程第35、議案第50号、秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件を原案のとおり決定することにいたします。 これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。
(午後3時12分終了)	